

国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程（16教規程第20号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後																																								
<p>国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程 平成16年4月7日 16教規程第20号</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における次の各号の一に該当する者の教育について、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第97条第2項の規定に基づき、日本語科目及び日本事情に関する科目に関し必要な事項を定める。</p> <p>一 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学者外国人留学生 二 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受け、本学の学部に入学者学生で指定された者</p> <p>第2条 前条の科目の授業科目の名称及び単位数は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">日 本 語 科 目</th> <th colspan="2">日本事情に関する科目</th> </tr> <tr> <th>授 業 科 目</th> <th>単 位 数</th> <th>授 業 科 目</th> <th>単 位 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 語</td> <td>2</td> <td>日 本 事 情</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日 本 語</td> <td>1</td> <td>日 本 事 情</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日 本 語</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 前条の授業科目の単位を修得したときは、学則第98条の規定にかかわらず、各学部ごとに定める細目の範囲内で、次により取り扱うものとする。</p> <p>一 日本語科目の単位を修得したときは、2単位までを英語の必修科目を除く外国語科目に代わる単位として認める。<u>ただし、留学生等の能力等に応じて英語の必修科目に代わる単位としても認めることがある。</u></p> <p>二 日本事情に関する科目の単位を修得したときは、4単位までを分野別科目のうち人文・社会科学科目の単位として認める。</p> <p>第4条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	日 本 語 科 目		日本事情に関する科目		授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	日 本 語	2	日 本 事 情	2	日 本 語	1	日 本 事 情	2	日 本 語	1			<p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における次の各号の一に該当する者の教育について、国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第97条第2項の規定に基づき、日本語科目及び日本事情に関する科目に関し必要な事項を定める。</p> <p>一 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学者外国人留学生 二 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受け、本学の学部に入学者学生で指定された者</p> <p>第2条 前条の科目の授業科目の名称及び単位数は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">日 本 語 科 目</th> <th colspan="2">日本事情に関する科目</th> </tr> <tr> <th>授 業 科 目</th> <th>単 位 数</th> <th>授 業 科 目</th> <th>単 位 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 語</td> <td>2</td> <td>日 本 事 情</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日 本 語</td> <td>1</td> <td>日 本 事 情</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日 本 語</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 前条第2号の者は、日本語担当教員が、当該者の日本語能力について、同条第1号の者と同程度と認めた場合に限り、日本語科目及び日本事情に関する科目を履修することができる。</u></p> <p>第3条 第1条第1号及び第2号に該当する者（以下「留学生等」という。）が、前条の授業科目の単位を修得したときは、学則第98条の規定にかかわらず、各学部ごとに定める細目の範囲内で、次により取り扱うものとする。</p> <p>一 日本語科目の単位を修得したときは、2単位までを英語の必修科目を除く外国語科目に代わる単位として認める。<u>ただし、日本語科目の単位を修得した留学生等から、当該単位を英語の必修科目に代わる単位として認定を希望する旨の申出があり、英語担当教員が、当該留学生等の英語能力について、英語を母語とする者又は英語の母語話者と同程度であると認めた場合に限り、英語の必修科目に代わる単位として認める。</u></p> <p>二 日本事情に関する科目を修得したときは、4単位までを分野別科目のうち人文・社会科学科目の単位として認める。</p> <p>第4条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>	日 本 語 科 目		日本事情に関する科目		授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数	日 本 語	2	日 本 事 情	2	日 本 語	1	日 本 事 情	2	日 本 語	1		
日 本 語 科 目		日本事情に関する科目																																							
授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数																																						
日 本 語	2	日 本 事 情	2																																						
日 本 語	1	日 本 事 情	2																																						
日 本 語	1																																								
日 本 語 科 目		日本事情に関する科目																																							
授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数																																						
日 本 語	2	日 本 事 情	2																																						
日 本 語	1	日 本 事 情	2																																						
日 本 語	1																																								

附 則（17 教 規 程 第 4 8 号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。